

— 目次 —

- 平成29年9月の税務
- 年金受給資格期間10年で受給可能に

いつもお世話になっております。

風の中に秋を少しずつ感じるようになりました。
涼しくなって参りましたので、お風邪など召されませぬよう
くれぐれもご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成29年9月の税務

9/11

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/2

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

年金受給資格期間 10年で受給可能に

◆資格期間 10年で年金受給できる

今まで老齢年金を受給できる年金受給資格期間は原則 25 年以上必要でしたが、平成 29 年 8 月より 10 年以上となりました。資格期間が 25 年未満で年金を受給できなかった方も、期間が 10 年以上あれば受け取れるようになりました。受給資格期間には保険料を納めた期間の他、加入していたとみなされる期間も含めて合算されます。

- ①国民年金保険料を納めた期間や免除期間
- ②サラリーマンで船員保険を含む厚生年金保険や共済組合の加入期間
- ③年金制度に加入していなくとも資格期間に加えられる合算対象期間（カラ期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が 10 年（120 月）以上あれば年金が受け取れるようになりましたが、年金の額は 40 年間保険料を納めた場合が満額で保険料を納めた期間に応じて支給されます。

◆対象となる方の手続き

期間が足りなかった方で資格期間が 10 年以上 25 年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が生年月日毎に平成 29 年の初めより既に次のように送付されています。

①2月下旬～3月下旬

大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生

②3月下旬～4月下旬

昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生

③4月下旬～5月下旬

昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日生

④5月下旬～6月下旬

昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日生の女性及び昭和 30 年 8 月 1 日生の男性

⑤6月下旬～7月上旬

昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日生の女性及び大正 15 年 4 月 1 日以前生

◆該当する方は手続を忘れずに

現段階で資格期間 10 年以上 25 年未満のほぼ全員に送付されているはずですので確実に年金請求書を提出したいものです。8 月分（10 月に支給）より受給できます。なお、加入期間 10 年未満の方にも年内にはお知らせが届く予定です。

◆◆さいごに◆◆

カレンダーをめくった娘に聞かれた一言。『秋分の日って、満月でお団子を食べる日だけ？』…明確に即答できず、すぐにスマホで確認する私。秋分とは二十四節気の一つで、昼と夜の長さが等しくなる日（実際には昼の方が若干長いらしい）とのこと。そして今年の中秋の名月は 10 月 4 日。子供に教えつつ自分も再確認しました。お月見の日はどこでお団子を買おうか…と秋の夜長に考えている私。こんな幸せに感謝です。 （和）